

経済産業省

20200121保局第3号

令和2年2月28日

ガスの成分の検査に係る承認の基準について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明



ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第22条第1項及び第90条第1項の規定による承認の基準については、下記の全てに適合しているものとする。その際、硫黄含有量が重量比で50ppm以下である揮発油等を原料としてガスの製造を行う場合は、様式1の承認申請書によること。

記

- (1) 硫黄含有量が重量比で50ppm以下である揮発油等を原料としてガスの製造を行うこと。
- (2) 供給ガスの硫黄全量、硫化水素及びアンモニアの成分がガス事業法施行規則第22条第2項及び第90条第2項に規定する基準以下であることが明らかであること。

様式 1

成分に関する承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）印

ガス事業法施行規則第 22 条第 1 項（第 90 条第 1 項）の規定により、成分が一定数量以下であるとして承認を受けたいので、別添の書面を付して申請します。

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とすること。

別添

1. ガス発生設備の種類並びに原料及び供給ガスの成分

成分の検査に係る事業所の名称及び所在地		
供給ガスの種類		
供給ガスの標準熱量		
ガス発生設備の種類		
ガス発生設備の型式		
製造ガスの熱量（標準）		
原料	原料の種類	
	原料中硫黄（上限値）	
供給ガスの成分 （最近1年間の実績値）	硫黄全量	
	硫化水素	
	アンモニア	

2. 承認の申請に当たっては、以下の書類を添付すること。

- (1) 使用する原料揮発油の硫黄含有量値
- (2) 揮発油を原料とする製造設備を含む製造所フロー図
- (3) 原料揮発油の管理方法
- (4) 供給ガスの成分検査実績値

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。